

大規模盛土造成地マップの公表について

建築指導課

1 調査の趣旨

阪神淡路大震災や東日本大震災等において、谷や沢を埋めた造成宅地で滑動崩落が生じる被害が多く発生したことから、このような災害を未然に防止・軽減するために、国の示すガイドラインに基づきマップの公表を行う。

2 国の示すガイドライン

盛土造成地のうち「盛土の面積が3,000平方メートル以上の谷埋め型大規模盛土造成地」と「原地盤面の勾配が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上の腹付け型大規模盛土造成地」の2種類の要件を満たす宅地造成地を、大規模盛土造成地と定義（裏面のとおり）

3 大規模盛土造成地の調査方法

本市内で宅地として利用されている区域全てを調査対象と設定し、昭和43年の地形図や、前後の空中写真等関係資料の収集を行い、宅地造成前後の標高等の比較を経て、位置と規模の把握を行い大規模盛土造成地を抽出する調査を実施

4 県内における実施状況

本調査は、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定に必要な事前調査として行われるもので、県内では指定権限を持つ群馬県、中核市、特例市単位で行われており、大規模盛土造成地マップについては、既に県は調査区域内において概ね公表済であるほか、中核市、特例市単位では、太田市・伊勢崎市が既に公表済

5 公表の内容

市内に分布する大規模盛土造成地（計30箇所：谷埋め型19箇所、腹付け型11箇所）のおおよその位置及び種類を示したマップ。（別紙のとおり）

※大規模盛土造成地マップは、国の示すガイドラインに基づいて作成したもので、地図上に表示する箇所全てが危険というものではありません。

6 公表の方法

令和2年3月上旬に市ホームページへの掲載及び建築指導課窓口において閲覧

7 国の方針

国は「防災・減災、国土強靱化計画のための3カ年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）にて大規模盛土造成地を網羅したマップを令和元年度中に全国の公表率100%を目標としている。

【参考：大規模盛土造成地説明】

